

議案第 11 号
議決第 号

始良市公共施設等総合管理基金条例制定の件

始良市公共施設等総合管理基金条例を制定したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年2月16日提出
始良市長 湯元 敏浩

始良市公共施設等総合管理基金条例

(設置)

第1条 市が所有する公共施設等の保全、更新及び除却等に要する経費に充てるため、始良市公共施設等総合管理基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 市長は、第1条に規定する経費に充てるために必要があると認めるときは、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(始良市市有施設整備積立基金条例の廃止)

- 2 始良市市有施設整備積立基金条例(平成22年始良市条例第60号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行日の前日までに、前項の規定による廃止前の始良市市有施設整備積立基金条例の規定により積み立てられた現金は、施行日において、この条例により積み立てられた基金とみなす。